

○国立大学法人東京科学大学における資金運用に係る金融機関等の選定基準

令和 6 年 10 月 1 日
会計統括責任者制定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、金融機関の経営状況を的確に把握し、他の金融機関との比較検討等を行った上で、安全かつ効率的な金融機関及び運用方法を選定するため、余裕金の運用に係る金融機関等の選定基準について定めるものとする。

(適格格付機関)

第 2 条 この基準において、「適格格付機関」とは、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付けに対応するものとして別に定める区分」(平成 19 年金融庁告示第 28 号)により指定された格付機関をいう。

(預金先金融機関の選定基準)

第 3 条 預金先とすることができる金融機関は、次に掲げる基準を満たすものとする。

一 格付け

イ 預入れの期間が 1 年を超えない場合 適格格付機関による格付けが全て「BBB」相当以上であること。

ロ 預入れの期間が 1 年を超える場合 適格格付機関による格付けが、少なくとも 1 社以上において「A」相当以上であること。

二 自己資本比率 8 % 以上であること。

(信託先金融機関の選定基準)

第 4 条 金銭信託の信託先とすることができる金融機関は、次に掲げる基準を満たすものとする。

一 適格格付機関による格付けが全て「BBB」相当以上であること。

二 金融機関の固有財産と信託財産との分別管理が確実に行われている機関であること。

(合同運用指定金銭信託の選定基準)

第 5 条 合同運用指定金銭信託は、次の格付け基準を満たすものとする。

一 運用期間が 1 年を超えない場合 適格格付機関によるファンド格付け又は貸付先の格付けが全て「BBB」相当以上であること。

二 運用期間が 1 年を超える場合 適格格付機関によるファンド格付け又は貸付先の格付けが、少なくとも 1 社以上において「A」相当以上であること。

(有価証券の選定基準)

第 6 条 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 33 条の 5 第 2 項の規定における業務上の余裕金以外の余裕金(以下「業務上の余裕金」という。)により有価証券を取得する場合は、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業

務上の余裕金の運用に関し文部科学大臣の指定する有価証券の指定について」
（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 文科高第 881 号文部科学省高等教育局長・文部科学省研究振興局長通知）の基準を満たすものとする。

2 業務上の余裕金により有価証券を取得する場合は、次の各号に掲げる場合に
応じて、当該各号に定める基準を満たすものとする。

一 運用期間が 1 年を超えない場合 適格格付機関による発行体格付けが、全
て「BBB」相当以上であること。

二 運用期間が 1 年を超える場合 適格格付機関による発行体格付けが、少な
くとも 1 社以上において「A」相当以上であること。

（適格格付機関による格付けが公表されていない金融機関等の特例）

第 7 条 金融機関又はファンド若しくは貸付先又は発行体（以下「金融機関等」
という。）のうち、適格格付機関による格付けが公表されていないものについて
は、会計統括責任者が債務返済能力等について、金融機関等の状況を総合的に
勘案し、第 3 条第 1 号若しくは第 4 条第 1 号又は第 5 条各号又は前条第 2 項各
号に規定する基準と同等以上であると認めた場合は、当該基準を満たすものと
みなすことができる。

附 則

1 この基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる基準は、廃止する。

一 国立大学法人東京工業大学における余裕金の運用に係る金融機関等の選
定基準（平成 22 年 10 月 25 日制定）

二 資金の運用における金融機関の選定基準（令和 4 年 4 月 1 日制定）